



2021年4月21日

各位

会社名 旭有機材株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中野 賀津也
(コード：4216 東証第1部)
問合せ先 管理本部 総務部長 亀井 学
TEL. 03-5826-8820

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月18日開催予定の第100期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 有事に備えた変更について（関連条文：現行第5条、現行第15条、新設第37条）

コロナ禍における株主総会開催の経験を踏まえ、感染症や天災事変等の有事の際、株主総会に関連する事項を支障なく遂行できるよう、選択肢を確保するための変更であります。

① 公告方法の変更（現行第5条）

インターネットの普及を考慮し、公告手続き合理化および利便性向上のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事情により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

② 株主総会の開催場所の規定の削除（現行第15条）

有事の際の株主総会の会場確保の観点から、株主総会の招集地を限定する規定を削除するものであります。

③ 取締役会決議による剰余金配当等の決定（新設第37条）

機動的な剰余金の配当等を可能とするため、株主総会のみならず取締役会決議によっても行うことができるよう規定を新設するものであります。

(2) 当社の現状の役員に関する体制を反映させるための変更について

（関連条文：現行第16条、現行第29条、新設第29条）

当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化をより一層高めることを目的として、2011年に執行役員制度を導入いたしました。その後、執行役員への権限移譲等、執行役員制度の整備・強化を推進してきており、今後も当該制度を継続する予定です。また、2011年以降、役付は原則として執行役員としての役付を用いることとしており、取締役会長以外の取締役副社長、専務取締役等の役付取締役は事実上用いられておりません。このような状況から、現状の当社の体制を反映するため、取締役会長以外の役付取締役を廃止する（現行第29条）とともに所要の変更（現行第16条）を行い、あわせて執行役員に関する規定を新設する（新設第29条）ものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更 新旧対照表」記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2021年6月18日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2021年6月18日（金曜日）

以上

<別紙>

「定款変更 新旧対照表」

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条、第14条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条、第14条 (現行どおり)
(開催場所) 第15条 <u>当社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地で開催する。</u>	(削 除)
(招集権者及び議長) 第16条 株主総会は法令に別段の定めがあるときを除き代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>代表取締役会長が空席のとき、又は支障あるときは代表取締役社長がこれに当り、これらに支障があるときは取締役会の決議により、他の取締役がこれに当る。</u>	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は法令に別段の定めがあるときを除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、 <u>取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>
第17条～第19条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 第20条～第28条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 第19条～第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第 29 条 取締役会はその決議を以て取締役会長、<u>取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 28 条 取締役会はその決議を以て<u>取締役会長</u>を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって<u>執行役員</u>を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>② <u>取締役会はその決議によって社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>③ <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>
<p>第 30 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>第 38 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>

以 上